

豊岡市出石伝統的建造物群保存地区保存計画

- 平成 19 年 7 月 25 日告示(豊岡市教育委員会告示第 19 号)
- 改正 平成 19 年 8 月 22 日告示(豊岡市教育委員会告示第 20 号)
- 改正 平成 20 年 12 月 17 日告示(豊岡市教育委員会告示第 10 号)
- 改正 平成 22 年 6 月 23 日告示(豊岡市教育委員会告示第 2 号)
- 改正 平成 22 年 12 月 15 日告示(豊岡市教育委員会告示第 4 号)
- 改正 平成 25 年 1 月 25 日告示(豊岡市教育委員会告示第 1 号)
- 改正 平成 25 年 12 月 19 日告示(豊岡市教育委員会告示第 5 号)
- 改正 平成 27 年 12 月 21 日告示(豊岡市教育委員会告示第 11 号)
- 改正 平成 30 年 12 月 21 日告示(豊岡市教育委員会告示第 3 号)
- 改正 令和 元 年 12 月 23 日告示(豊岡市教育委員会告示第 1 号)
- 改正 令和 2 年 12 月 24 日告示(豊岡市告示第 375 号)
- 改正 令和 3 年 12 月 24 日告示(豊岡市告示第 365 号)
- 改正 令和 4 年 12 月 23 日告示(豊岡市告示第 342 号)
- 改正 令和 5 年 12 月 22 日告示(豊岡市告示第 356 号)
- 改正 令和 6 年 12 月 23 日告示(豊岡市告示第 347 号)

豊岡市出石伝統的建造物群保存地区保存計画

目 次

1 保存計画の基本事項

- (1) 保存計画の基調 1
- (2) 保存地区の名称・面積・範囲 1

2 保存地区の保存に関する基本計画

- (1) 保存地区の沿革 1
- (2) 保存地区の現況 3
- (3) 保存地区の特性 4
- (4) 伝統的建造物群の特性 4
- (5) 保存の方向 6
- (6) 保存の内容 6

3 保存地区における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存 するため特に必要と認められる物件の決定

- (1) 伝統的建造物 7
- (2) 環境物件 7

4 保存地区内における建造物及び環境物件等の保存整備計画

- (1) 保存整備の方向 7
- (2) 伝統的建造物 7
- (3) 伝統的建造物以外の建築物等の修景 8
- (4) 環境物件の現状維持及び復旧 8

5 保存地区の保存のため必要な拠点施設及び設備並びに環境の整備計画

- (1) 拠点施設等 8
- (2) 防災計画策定及び防災施設等 8
- (3) 環境の整備等 8
- (4) 周辺地区との連携 9

6 保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等

- (1) 経費の補助 9
- (2) 技術的援助 9

別図 1	豊岡市出石伝統的建造物群保存地区範囲図	10
------	---------------------	----

別表 1	伝統的建造物（建築物）リスト	11
------	----------------	----

別表 2	伝統的建造物（工作物）リスト	16
------	----------------	----

別表 3	環境物件リスト	17
------	---------	----

別図 2	位置図	18
------	-----	----

別表 4	修理基準	25
------	------	----

別表 5	修景基準	26
------	------	----

別表 6	許可基準	27
------	------	----

伝統的建造物群と環境物件の種別物件数	28
--------------------	----

豊岡市出石伝統的建造物群保存地区保存計画

豊岡市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 18 年豊岡市条例第 67 号、以下「保存条例」という。)第 3 条の規定に基づき、豊岡市出石^{いずし}伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定める。

1 保存計画の基本事項

(1) 保存計画の基調

この保存計画は、保存地区の歴史や自然が形成してきた出石城下町固有の景観を、保存地区住民ひいては市民共有の財産として保存するとともに、交流や情報発信を通した「まちづくり」に活用することにより、保存地区の生活環境の向上と文化環境の発展に資することを目的とする。

(2) 保存地区の名称・面積・範囲

保存地区の名称：豊岡市出石伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約 23.1 ヘクタール

保存地区の範囲：豊岡市出石^{いずし}材木、出石^{やぎ}町八木及び出石^{ほんまち}町本町の全部、並びに出石^{うおや}町魚屋、出石^{うちまち}町内町、出石^{よいだ}町宵田、出石^{たいのしょう}町田結庄、出石^{とうじょう}町東條、出石^{こびと}町小人、出石^{やなぎ}町柳、出石^{いるさ}町入佐及び出石^{いぎ}町伊木の各一部
(範囲については、別図 1 に示す)

2 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 保存地区の沿革

室町時代に入ったころ、『太平記』にも登場する山名^{とくさうじ}時氏が但馬^{たじま}地方を征圧し、その子時義^{ときよし}の頃、現在の城下町地区の約 2 km 北に位置する此隅山^{このすみやま}に本城が構えられた。これが出石に城下町が形成された最初の契機である。中世^{ちゆうせい}城館^{じょうかん}がこの時期但馬各地に現れるが、但馬守護大名となった山名氏の治世により、此隅山城周辺がその政治的要地となり城下町の形成が始まった。現在も御屋敷・大門・シイ市場・宗鏡寺などの字名が周辺に残っており、近年の発掘調査によっても武家屋敷の遺跡が確認されている。

山名氏が最も繁栄した頃は、日本全国 66 カ国中 11 カ国をその一族で治め「六分の一殿」とも呼ばれたが、明徳^{めいとく}の乱により内紛を起こし、結果、わずか 3 カ国の守護となった。その後但馬山名氏 8 代目の山名宗全の頃に再び勢力を盛り返し、応仁^{おうにん}の乱では西軍の大將として歴史にその名を残した。しかし戦国時代に入ってから山名氏は急速にその勢力を失い、13 代目の山名祐豊^{すけとよ}の時に織田軍に攻められ此隅山城は落城、祐豊は堺に出奔した。

天正^{てんしょう}2 年(1574)、信長の許しを得て再び但馬に戻った祐豊は、此隅山城の南約 3 km

位置する有子山に城を移した。文献では確認できないが、有子山の北麓、現在の出石城あたりに城主の居館^{きょくあん}が設けられ、これを中心に城下町の形成が始まったと推定される。いくつかの寺院の沿革誌などに此隅山城下からの移築の記載があり、建物群が順次移動し、現在の城下町^{じやうげ}の原形が出来上がった。現在も残る八木、田結庄、宵田といった町名は、但馬山名家の重臣の氏族名でありこれを裏付ける。

しかし天正 8 年(1580)の秀吉の弟秀長による但馬攻めのおり有子山城は再び攻められ落城、山名氏は滅ぼされた。その後青木氏、前野氏と豊臣の家臣が城主となり江戸時代に入った慶長 9 年(1604)ごろ、当時出石藩主であった小出吉英^{こいでよしふさ}の時に山城を廃し、山麓に平山城(出石城)が築かれた。城下町の本格的な整備はこの時期と考えられる。以後、但馬を代表する 5 万 8 千石の出石藩は、宮津、篠山とともに三丹地方きっての雄藩として知られるようになり、その城下は「出石城下三千軒^{いずしじやうかさんぜんけん}」と謳われた文化商業の中心地となった。

城下の町数は町方^{まちかた}17 町、武家町が 9 町。町方の人数は、明和 8 年(1771) 5713 人、文化 12 年(1815) 4920 人、天保 11 年(1840) 4499 人であった。一方、当時の家数は、明和 8 年 1411 軒、文化 7 年(1810)1320 軒、天保 11 年 1399 軒(町方、社寺、水上村長砂村含む)である。また、当時の町家の職業構成は、大工が 68 軒で最も多く、次で魚屋^{さかなや}32 軒、桶屋^{おけや}26 軒、酒屋^{さかや}23 軒などと続き、特に鋳物、鍛冶屋が多く、鍋、釜などの鋳物生産については、但馬国の中心地をなしていた。

藩主の小出氏は 9 代、約 100 年間続いたが後継ぎがなく断絶し、元禄 10 年(1697)にこれを次いだ松平氏は、すぐに宝永 3 年(1706)に信州上田の仙石政明^{せんしきあきら}と国替えとなった。以後仙石氏は 7 代にわたって出石藩を治めたが、天保 6 年(1835)の仙石騒動^{せんしきそうどう}により、3 万石に減封され明治に至っている。

明治 4 年 7 月の廃藩置県により、出石藩は出石県となり、同年 12 月には豊岡県に編入された。そのような時期にこの城下町は大きな災厄に見舞われた。明治 9 年城下町の東に位置する入佐町^{いるさまち}の一隅から発した火が、折からの強風にあおられて連たんする建物群を襲い、2〜3 時間の間に城下町の中心部を含む 2/3 を焼き尽くした。記録では全焼 966 戸、半焼 5 戸とある。この大火を境に出石の人口は大きな減少をみせている。火災前の明治 6 年には城下町内の人口は 6796 人を数えていて、豊岡より 1800 人近くも多く、同じ城下町の篠山や福知山をしのぐ但馬・丹波地方最大の都邑^{とゆう}であった。それが明治 12 年の資料では 5797 人と 1000 人も激減しており、生活基盤を失っていた旧士族の出石離れに拍車をかけたと思われる。

それでも多くの地方都市と同様に、出石においても近代化の基本整備として、出石城跡に出石郡役所、出石町役場、弘道^{こうどう}小学校がそれぞれ整備された。但馬の行政の中心は隣接する豊岡に移動するが、出石郡における行政、商工業の中心地として出石城下町は機能し続けた。当時の出石の主産業は製糸、絹織、出石焼であり、城下町の多くの商家もこれらの事業をその生業としていた。特に当時但馬は養蚕業^{ようさんぎよう}が盛んであり、出石城下

町はその生糸市場の中心的な役割を果たした。

しかしその後、出石は近代産業の波から取り残されていく。その原因としてあげられるのが、鉄道のルートから外れたことである。明治 29 年に開かれた第 7 回鉄道会議により福知山、和田山、豊岡、城崎、鳥取という現在の山陰線のルートが決定し、出石はそのルートからはずれた。特に出石が鉄道に反対したわけではなく、陳情すらしていたようである。ただ結果として近代国家の物流の動脈から出石は外れることとなった。

(2) 保存地区の現況

昭和に入り丹後地域とともに絹織物が盛んとなり、これを契機として減り続けていた出石の人口は回復に向かう。かつて武家町であった鉄砲町^{てっぽうまち}なども再び宅地として回復する。そして近年はその町並みが但馬の小京都として知られるようになり、また「皿そばの町」としても有名で、年間 100 万人近い観光客を集めるところとなった。

ただこのような昭和 40 年以降の急激な観光地化に伴い、これらを受け入れるための環境整備と町並み景観を保存する体制作りが急務となった。昭和 62 年には、兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づき景観形成地区の指定を受け、景観形成事業の実施により出石城下町の町並み保全に一定の役割を果たしてきたところである。住環境整備面では、平成 5 年から 19 年まで出石城下町地区において、国土交通省の街なみ環境整備事業を実施し、集会所建設や通路整備、道路美装化及び小公園整備、防火水槽の設置工事等が行われている。

また一方で現在も残る家老屋敷や長屋門などの武家地の遺構と建物、辰鼓楼^{しんころう}（時計台）、明治館(旧出石郡役所)などの近代建物、そして町家の旧福富家住宅などの建物を指定文化財として公有化を図り保存整備してきた。

ただこのような取り組みの一方で歴史的なストックは減少の一途にあり、出石の町並みを構成する主体となっている町家の密集する地域は、近隣の新たな住宅地への移転や高齢化の進行に伴う人口減少により空き家や空地の増加がめだってきている。このようにこれまでの取り組みでは、町並みを保存する十分な歯止めになっていないとの観点から、伝統的建造物群保存地区として保存する可能性を検討するため、平成 12、13 年度に文化庁、兵庫県教育委員会の指導を受けながら、保存対策調査が実施された。そしてこの報告書において伝統的建造物群保存地区として、この町並みを保存する方針が示された。

平成 17 年 4 月に出石町は近隣の 1 市 5 町が合併して新たに豊岡市となり、豊岡市教育委員会は伝統的建造物群について関係地区別に住民説明会を開催した。さらに平成 18 年度には関係自治会の区長により検討委員会が設置され、その年の 10 月には伝統的建造物群として保存を図るよう豊岡市に対して要望書が提出された。市ではこれを受けて同年 12 月に「豊岡市伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定し、町並みの恒久的保存と歴史を活かしたまちづくりに向けて住民と行政が一体となって本格的な取り組み

を開始することとした。

（３）保存地区の特性

有子山の山麓に位置する出石城下町は出石城を中心として広がる。文化年間の城下図（出石城下絵図）によればその町割は城を中心^{まちわり}に上級武家屋敷を配し、内堀を巡らせ、外には町家敷地^{まちやしきち}、さらにその外側に旧出石川と谷山川^{たにやま}を挟んで下級武士町を置いている。現在でも保存地区内は江戸時代の城下町の街路構成がよく継承されており、中心部では道路の幅員も近世のままであり、ほとんどの町名も残っている。宅地割りも、保存地区全体で４割が近世と同じ区画で継承されており、田結庄・八木町西地区に至っては６割がその短冊形^{たんざくがた}の細長い区画を保持している。

けれども保存地区の町並みは、近世城下町の町並みではない。出石は明治９年に大火に見舞われ、かつて城下町であった範囲の大半を焼失した。大火以前の幕末から明治にかけての混乱の影響を含め、結果として、中心部では城郭建築^{じょうかく}を含め近世城下町時代の遺構^{いこう}のほとんどを失った。現時点で確認できる伝統的建造物のほとんどは大火以降の建築となっている。したがって、前述した近世城下町の街路構成、町割の基盤の上に明治９年以降、城下町時代の伝統を引き継いだと推測される伝統的建造物群が建築された。その結果、城下町を継承した出石固有の町並みが近代になって形成されたのである。

また保存地区は自然豊かな山々や河川に囲まれており、城下町が形成された当時の景観をある程度保持している。多くの歴史的町並みとその周辺環境から切り離されたように残るのに対して、その周辺景観をも保持し、自然豊かな景観の中に人工的に配置された往時の都市構造^{おうじ}がそのまま貴重な「景観軸」として残されている。

（４）伝統的建造物群の特性

出石城下町の伝統的建造物群の特性は、明治９年の大火以降、概ね昭和３０年頃までに建てられた伝統的建造物と一体をなして歴史的風致を形成している環境要素が造り出している。伝統的建造物のうち、建築物には町家敷地を構成した町家建築の主屋及び土蔵等、伝統的な寺社建築や近代洋風建築等があり、工作物には塀、石垣等がある。

伝統的建造物の主体となっている町家の平均的な間口は２～３間で、平面構成形状は間口幅に関係なく一列三間取り型^{いちれつ み まど がた}となる。表からミセ、ナカノマ、ザシキが土間（通り庭）に沿って配置される。ナカノマには箱段^{はこだん}が据えられ、２階への重要な動線空間となるとともに日常生活の中心となる部屋である。

但馬^{ひらいり ひろまがた み まどり}は平入広間型三間取の農家と、切妻^{きりづま}を主とした平入、瓦葺^{ひらいり かわらぶき}の中２階若しくは厨子^{ちゅうにかい}２階の町家が多い。保存地区内では町割に沿って、ほぼ揃った壁面が町並みの連たん性を生み出す基本となっている。また、高さの多少異なる平入りの勾配屋根（切妻瓦葺）の連続が通りにリズム感を与え、ほぼ同じ高さに設けられた１階の庇^{ひさし}が一層町並みの連続感を高めている。

町家の特徴づける家屋形式は、ナカノマ^{しもて ど まじょうぶ}下手の土間上部を吹き抜けとすることである。それは、ナカノマの土間寄りの^{けたゆきはんげん}桁行半間～1 間幅の上部とナカノマの一部にまたがって大きく吹き抜けている。土間上部に吹き抜けが限られる近畿地方の一般的町家家屋形式と異なる点で、ナカノマに箱段^{はこだん}、囲炉裏^{いろり}、神棚^{かみだな}を設け、その煙を抜くために幅広い吹き抜けがあり、タカと呼ばれる収納空間が3階部分につくられている。タカは水害への備えのために設けられたと考えられる。

その外観には伝統的意匠を持ついくつかの要素を見いだすことができる。その代表的な意匠要素としては、1・2 階の格子及び出格子窓^{で ごうし まど}、虫籠窓^{むしこまど}、屋根や庇の腕木下の持ち送り^{うできした も おく}などがあげられる。また、卯建^{うだつ}や庇軒下の幕板^{ひさしのきした まくいた}、主屋の足下の切石積^{きりいしづみ}などがある。格子は町家の外観意匠を構成する最も主要で、美しさを表している要素である。1・2 階の開口部に雨戸が付く例はまれで、間仕切りとしての障子戸（やガラス戸）の前に格子がはめられていて、1 階の出入口には格子の引違戸^{ひきちがい ど}がある。明治中期頃までは1 階の開口部は摺り上げ戸^{あ げ ど}で、商家から仕舞屋化（職人の店から町家に変更）する際、開口部の変更をひとつの契機として格子が使われるようになったと考えられる。その格子は縦格子^{たてごうし}の見付幅^{みつけはば}が見込み幅^{み こ はば}よりかなり広く、かつ縦格子間の間隔がかなり狭いところから繊細な意匠となっている。1・2 階の開口部とも出格子が多く、窓枠及び框^{かまち}に建具として造られた格子戸がはめ込まれている。格子にベンガラ^{べんがら}の彩色を施したものは例が少ない。その格子戸は上部や中程に装飾的な変化をつけたものが多く、その形に同一なものがないほど多様であり、建具づくりの職人芸が垣間見られる。2 階の開口部に虫籠窓と出格子窓 2 つを対で持つ町家もあり、魅力的なアクセントとなっている。

外壁については、漆喰^{しつくい}で塗り込めた大壁^{おおかべ}は少なく、簡素で軽快な真壁造^{しんかべ}が多い。間口も狭いことから虫籠窓も小ぶりで、その位置は土間に通じる出入口の上部に限られる。かつて、この出入口は摺り上げ大戸^{す あ おおど}があり、日中はこの大戸を上げておくことになり、窓としての役割はあまりなかったと思われる。真壁で出入口の上部にある虫籠窓は、明かり取りや防火的な機能より、2 階の主要な開口形式である出格子窓と対となった、外観を飾る装飾的な意味合いが強かったといえよう。また、重量感あふれた大壁塗りの町家では、防火性能を重視し 2 階の開口部分を全て虫籠窓、両妻側、軒先には 卯建が設けられている建物もある。

町家の外部空間には 2 階の屋根や 1 階の庇^{だしげた}の出桁^{うでぎ}を支える腕木、さらにそれを支える持送板^{もちおくりいた}があるが、細部は町家ごとに異なり個性豊かなものとなっている。1 階軒先を特徴づける意匠として、日よけ用の大きな暖簾^{のれん}を下げるために、1 階に庇の出桁や腕木から束を釣って框を渡し、幕板を張ったさがりがけを設けた例もある。

主屋の足下に目を向けると、洪水対策のために高い石積の土台を持つ町家もある。また、緩く傾斜している東西の通りでは、軒下を犬走り状の石畳みとしているところや、この石積みの上に、目の粗い格子の駒寄せ^{こまよせ}が設けられている町家がまれにある。

江戸から明治中期くらいまでは、主に厨子 2 階町家形式で土間の入口には摺り上げ大

戸が設けられ、ミセの間仕切りは摺り上げ戸を上げ下げする形式だったが、後に仕舞屋に変化していく中で、摺り上げ大戸は格子の引き違い戸に、摺り上げ戸は障子と出格子に、さらに雨戸(戸袋付)^{あまど とぶくろつき}に変化していく。現在残る本2階町家形式の格子戸や出格子は明治中期以降の比較的新しいものである。

保存対策調査地区内では、表面的な改変が部分的に見られるとはいえ、概ね昭和30年頃までの建造物群の約4割が伝統的建造物としての特徴を有していることが判明した。

また保存地区にはこれに加え、武家屋敷、神社、寺院、酒蔵、近代洋風建築である旧郡役所（明治館）や旧出石郵便局、辰鼓楼、近代化遺産の織物工場など多様な建造物もよく保持されており、歴史的景観をより豊かなものにしている。

（５）保存の方向

本保存地区の保存に際しては、城下町出石の個性豊かな歴史的環境を後世に守り伝えることを基本に据え、保存地区住民や市民、行政関係者、町並み保存やまちづくりの専門家等が協力支援体制を築き、伝統的建造物群及びこれらと一体をなす環境の保全を図るとともに、魅力や活気に溢れた保存地区の創出に努めるものとする。

なお、保存にあたっては、保存地区住民の生活環境の快適性、利便性、防災機能の向上や保存地区の特性を活かした生活環境の整備に十分配慮するものとする。

（６）保存の内容

- ① 保存地区内において伝統的建造物群の特性を維持していると認められる町家建築の主屋及び土蔵等、寺社建築、近代洋風建築等の建築物及び塀、石垣等の工作物を「伝統的建造物」とする。なお、その決定は別項の具体的基準に照らして行う。
- ② 保存地区を特徴づけている環境要素のうち、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要と認められる物件を「環境物件」とする。なお、その決定は別項の具体的基準に照らして行う。
- ③ 保存地区内にある伝統的建造物の外観の修理については、「修理基準」を別に定める。
- ④ 保存地区内にある環境物件の現状維持及び復旧については、「修理基準」を別に定める。
- ⑤ 保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転等に係る外観の修景及び環境物件以外の物件の修景については、「修景基準」を別に定める。
- ⑥ 歴史的風致と調和させるための基準として「許可基準」を定める。
- ⑦ 上記の修理、復旧、修景、許可に係わる基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を保存するとともに、地区の特性を活かした生活環境の整備に努める。
- ⑧ 保存地区の歴史的風致を保存するために必要と認められる事業等に、適切な助成措置を講ずる。

- ⑨ 以上の目的の遂行にあたっては、市、教育委員会及び保存地区の住民等が連携して進める。

3 保存地区における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定

(1) 伝統的建造物

次の建築物と工作物を伝統的建造物とする。

- ① 建築物は、概ね昭和 30 年代初期までに建築されたもので、伝統的な町家建築の主屋及び土蔵等の諸特性をよく現していると認められるもの、及び伝統的な寺社建築の諸特性をよく現していると認められるもの、更に近代洋風建築（擬洋風建築）の諸特性をよく現していると認められるもののうち、(別表 1)に示す物件とする。その位置及び範囲は(別図 2)に示すとおりとする。
- ② 工作物は、伝統的な町家建築、寺社建築と一体をなすもので、概ね昭和 30 年代初期までに建築され、伝統的な工法によりその諸特性をよく現していると認められる塀、石垣等のうち、(別表 2)に示す物件とする。その位置及び範囲は(別図 2)に示すとおりとする。

(2) 環境物件

環境物件は、伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致を形成する物件で、保存地区の歴史的風致を保存するため、特に必要と認められる自然物、土地等のうち、(別表 3)に示す物件とする。その位置及び範囲は(別図 2)に示すとおりとする。

4 保存地区内における建造物及び環境物件等の保存整備計画

(1) 保存整備の方向

保存地区内には、比較的によく原状維持している建築物等が多いが、改造や経年による老朽化や破損あるいは歴史的風致に調和しない広告物等による改変も見られる。これらの多くは、適切な修理や修景を行えば保存地区に相応しい外観に回復することが、可能である。このことから、地区住民の理解と協力のもと快適な生活環境の確保と防災機能の向上を図りながら、伝統的建造物群の外観を保存するために修理、修景に際しては、保存地区の住民等で組織される保存団体と連携して、計画的に保存整備を進める。

(2) 伝統的建造物

- ① 伝統的建造物の保存整備については、主としてその外観を維持するため、別に定める修理基準(別表 4)に基づく修理を行う。
- ② 伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについては、履歴を調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。

- ③ 保存修理にあたっては、構造耐力上必要な部分を補強、修理し、耐震性等防災機能の向上を図るように努める。

(3) 伝統的建造物以外の建築物等の修景

伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更は、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別に定める修景基準(別表 5)及び許可基準(別表 6)を適切に運用して修景を行う。

(4) 環境物件の現状維持及び復旧

環境物件については、現状維持及び復旧を基本とし、別に定める修理基準(別表 4)に基づき保存整備に努める。

5 保存地区の保存のため必要な拠点施設及び設備並びに環境の整備計画

(1) 拠点施設等

各種情報の発信、見学者などとの交流、調査研究などを行う拠点として、既存施設の活用を図るとともに、その充実に努める。

保存地区の町並みに対する理解を促し、保存の意識を啓発するために、必要な標識や案内板を設置する。

(2) 防災計画策定及び防災施設等

保存地区の建造物の多くは伝統的木造建築であり、防火面では一般の地区に比べて脆弱な面がある。そこで防災体制を強化するため、保存地区の総合的な防災計画（仮称 豊岡市出石伝統的建造物群保存地区防災計画）を下記事項を含めた形で早期に策定する。

- ① 災害を未然に防ぎ、被害を最小限度とするため、保存地区住民に対する防火・防災意識の啓発に努めるとともに、自主防災組織と連携した初期消火訓練及び防災訓練を実施する。
- ② 災害時の緊急連絡や各種情報の伝達を迅速に行うため、防災行政無線をはじめとするあらゆる緊急情報伝達手段の活用を図る。
- ③ 災害に強い保存地区づくりを進めるため、宅地内植栽を推進するとともに、防火水槽、消火栓等の消防設備の充実に努める。

(3) 環境の整備等

保存地区において歴史を活かしたまちづくりを進めるため、町並みの履歴を考慮した整備を図るように努める。路面の舗装、側溝の改良等については、保存地区の歴史的風致に調和したものとなるよう整備に努めるとともに、電柱、架線等は、保存地区内の歴史的風致を阻害しないよう埋設等の整備を検討する。建築物等に設置する広告、

看板については、兵庫県の「屋外広告物条例」に基づく第 2 種禁止地域の基準を遵守するとともに、保存地区の歴史的風致にふさわしいものとする。

(4) 周辺地区との連携

保存地区の周辺には、伝統的建造物が数多く点在し、特徴ある歴史的風致を形成していることから、文化財保護法による文化財建造物の指定や登録有形文化財制度を活用し、その保護保存を図るものとする。また、城下町地区はそもそも兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づき歴史的景観形成地区に指定されていることから、保存地区のバッファゾーン(緩衝地帯)として、この制度を活用し特徴のある魅力的なまちづくりを進め、城下町全体の町並み保存と活用に努める。これに併せ、歴史的風致の保全及び文化財保護の観点から、長期未着手となっている都市計画道路等既存公共計画の見直しについても更なる検討を加える。

6 保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等

(1) 経費の補助

保存計画に基づく事業に対し、別に定める「豊岡市補助金等交付要綱」により必要な補助を行う。

(2) 技術的援助

保存地区の歴史的風致を維持、形成するため、修理、現状維持、復旧及び修景等に係わる設計相談等必要な技術的援助を行う。

(別図 1)
保存範囲図

図例




scale 1 : 2500


伝統的建造物(建築物)リスト

通し番号	保存計画番号				建築年代	住所		
	番号		種別	枝番				
材木								
1	材	01	主屋		昭和	材木	1	
2	材	02	主屋		明治	材木	4	
3	材	03	主屋		明治	材木	16	
4	材	04	主屋	1	昭和	材木	18	
5	材	04	主屋	2	明治	材木	18	
6	材	05	主屋		明治	材木	21	
7	材	06	主屋	1	明治	材木	24	-1
8	材	06	主屋	2	明治	材木	24	-1
9	材	07	寺社		明治	材木	25	
10	材	08	主屋		大正	材木	35	
11	材	09	主屋		昭和	材木	39	
12	材	10	主屋	1	明治	材木	42	
13	材	10	主屋	2	大正	材木	43	
14	材	11	主屋		明治	材木	47	
15	材	12	主屋		明治	材木	49	
16	材	13	主屋		明治	材木	51	
17	材	14	主屋		明治	材木	52	
18	材	15	主屋	1	明治	材木	53	
19	材	15	主屋	2	明治	材木	54	
魚屋								
20	魚	01	主屋		昭和	魚屋	1	
21	魚	02	主屋		明治	魚屋	4	
22	魚	03	寺社		昭和	魚屋	19	
23	魚	03	鐘楼		明治	魚屋	19	
24	魚	03	門		明治	魚屋	19	
25	魚	04	主屋		明治	魚屋	23	
26	魚	05	主屋		大正	魚屋	26	-1
27	魚	05	土蔵		明治	魚屋	26	-1
28	魚	06	主屋		明治	魚屋	27	
29	魚	07	主屋		明治	魚屋	29	
30	魚	08	主屋		明治	魚屋	30	
31	魚	09	主屋		明治	魚屋	38	-1
32	魚	10	主屋		明治	魚屋	38	
33	魚	11	主屋		昭和	魚屋	41	-2
34	魚	12	近代洋風建築		明治	魚屋	49	-3
35	魚	13	主屋		昭和	魚屋	55	
36	魚	14	主屋		昭和	魚屋	62	
37	魚	15	主屋		明治	魚屋	66	-1
38	魚	16	主屋		昭和	魚屋	73	
39	魚	17	主屋		明治	魚屋	74	
40	魚	18	主屋		明治	魚屋	88	
41	魚	19	寺社	1	明治	魚屋	89	
42	魚	19	寺社	2	明治	魚屋	89	
43	魚	19	寺社	3	明治	魚屋	89	
44	魚	19	門	1	明治	魚屋	89	
45	魚	19	門	2	明治	魚屋	89	
46	魚	20	主屋		明治	魚屋	99	
47	魚	21	寺社	1	大正	魚屋	105	
48	魚	21	寺社	2	明治	魚屋	105	
49	魚	22	主屋		明治	魚屋	114	-1
50	魚	22	土蔵	1	江戸	魚屋	114	-1
51	魚	22	土蔵	2	江戸	魚屋	114	-1
52	魚	22	土蔵	3	江戸	魚屋	114	-1
53	魚	22	土蔵	4	江戸	魚屋	114	-1
54	魚	23	主屋		明治	魚屋	124	
55	魚	24	主屋		明治	魚屋	128	
56	魚	24	土蔵		明治	魚屋	129	
57	魚	25	主屋		明治	魚屋	129	
58	魚	25	土蔵		明治	魚屋	129	
59	魚	26	主屋		昭和	魚屋	130	-1
60	魚	27	主屋		明治	魚屋	68	
61	魚	27	土蔵		明治	魚屋	68	

通し番号	保存計画番号				建築年代	住所			
	番号		種別	枝番					
内町									
62	内	01	寺社		江戸	内町	1		
63	内	01	鐘楼		明治	内町	1		
64	内	01	門	1	江戸	内町	1		
65	内	01	門	2	明治	内町	1		
66	内	02	主屋		昭和	内町	18		
67	内	03	土蔵		大正	内町	27		
68	内	03	寺社		大正	内町	27		
69	内	04	寺社	1	明治	内町	28		
70	内	04	寺社	2	明治	内町	28		
71	内	04	寺社	3	昭和	内町	28		
72	内	05	寺社	1	江戸	内町	39		
73	内	05	寺社	2	明治	内町	39		
74	内	06	寺社		明治	内町	41	-2	
75	内	07	車寄		明治	内町	52	-4	
76	内	08	主屋		昭和	内町	58		
77	内	09	寺社		明治	内町	59		
78	内	09	土蔵		明治	内町	59		
79	内	10	主屋		明治	内町	76	-3	
80	内	11	近代洋風建築		昭和	内町	83		
81	内	12	近代洋風建築		昭和	内町	88		
82	内	13	武家屋敷		江戸	内町	98		
83	内	13	門		江戸	内町	98		
84	内	14	門		明治	内町	152		
八木									
85	八	01	主屋		明治	八木	1	-1	
86	八	01	土蔵	1	明治	八木	1	-1	
87	八	01	土蔵	2	明治	八木	1	-1	
88	八	02	主屋		明治	八木	5		
89	八	02	土蔵		明治	八木	5		
90	八	03	主屋		明治	八木	10		
91	八	03	土蔵	1	明治	八木	10		
92	八	03	土蔵	2	明治	八木	10		
93	八	04	主屋		昭和	八木	11		
94	八	05	主屋		明治	八木	27		
95	八	05	土蔵		明治	八木	27		
96	八	06	主屋		明治	八木	29		
97	八	07	主屋		明治	八木	30		
98	八	07	離れ		明治	八木	30		
99	八	08	主屋		明治	八木	32	-1	
100	八	08	土蔵		明治	八木	32	-1	
101	八	09	主屋		明治	八木	33		
102	八	10	主屋		明治	八木	38	-2	
103	八	11	主屋		明治	八木	38	-1	
104	八	12	主屋		明治	八木	42		
105	八	12	離れ		昭和	八木	42		
106	八	12	土蔵		大正	八木	42		
107	八	13	寺社		明治	八木	43		
108	八	14	主屋		昭和	八木	52		
109	八	15	主屋		明治	八木	60		
110	八	16	主屋		昭和	八木	64		
111	八	16	土蔵		昭和	八木	62		
112	八	18	主屋		明治	八木	78		
113	八	18	土蔵		明治	八木	78		
114	八	19	主屋		明治	八木	82		
115	八	20	主屋	1	明治	八木	83		
116	八	20	主屋	2	昭和	八木	83		
117	八	20	土蔵		明治	八木	83		
118	八	21	主屋		大正	八木	86		
119	八	22	主屋	1	明治	八木	89		
120	八	22	主屋	2	昭和	八木	90	-4	
121	八	22	土蔵		明治	本町	50	-3	
122	八	23	主屋		明治	八木	16		
123	八	24	主屋		大正	八木	68	-1	
124	八	25	主屋		明治	八木	91		
125	八	26	主屋		明治	八木	81		

通し番号	保存計画番号				建築年代	住所		
	番号		種別	枝番				
本町								
126	本	01	主屋		大正	本町	9	-1
127	本	02	主屋		明治	本町	17	
128	本	03	主屋		明治	本町	26	
129	本	04	土蔵		昭和	本町	27	
130	本	05	主屋		明治	本町	29	
131	本	06	主屋		大正	本町	36	-1
132	本	07	主屋		明治	本町	38	
133	本	07	土蔵		明治	本町	38	
134	本	08	主屋		明治	本町	40	-1
135	本	09	主屋		明治	本町	42	-2
136	本	11	主屋		昭和	本町	51	
137	本	12	主屋	1	明治	本町	53	
138	本	12	主屋	2	明治	本町	53	
139	本	13	主屋		明治	本町	55	
140	本	14	主屋		大正	本町	61	
141	本	15	主屋		大正	本町	62	
142	本	16	主屋		昭和	本町	66	-1
143	本	17	主屋		明治	本町	73	
144	本	18	主屋		明治	本町	82	
145	本	19	主屋		明治	本町	93	
146	本	20	主屋		明治	本町	95	
147	本	21	土蔵	1	明治	本町	96	-2
148	本	21	土蔵	2	明治	本町	96	-2
149	本	21	離れ	1	大正	本町	100	
150	本	21	離れ	2	明治	本町	100	
151	本	23	主屋		明治	本町	101	
152	本	23	門及び塀		昭和	本町	101	
153	本	24	寺社	1	昭和	本町	117	
154	本	24	寺社	2	明治	本町	117	
155	本	25	主屋		明治	本町	87	-1
156	本	26	主屋	1	明治	本町	32	
157	本	26	主屋	2	明治	本町	33	-1
158	本	26	主屋	3	明治	本町	33	
159	本	26	離れ		明治	本町	33	
160	本	27	主屋		明治	本町	79	
161	本	28	主屋		明治	本町	78	
162	本	29	主屋		明治	本町	43	-3

通し番号	保存計画番号			建築年代	住所		
	番号	種別	枝番				
宵田							
163	宵	01	主屋		明治	宵田	2
164	宵	02	主屋		明治	宵田	7
165	宵	19	主屋		明治	宵田	9
166	宵	03	主屋		明治	宵田	10
167	宵	03	土蔵	1	明治	宵田	10
168	宵	03	土蔵	2	明治	宵田	10
169	宵	03	土蔵	3	明治	宵田	10
170	宵	03	離れ		大正	宵田	10
171	宵	03	門		明治	宵田	10
172	宵	04	主屋		明治	宵田	14
173	宵	05	主屋		昭和	宵田	20
174	宵	06	主屋		昭和	宵田	23
175	宵	07	主屋		明治	宵田	32
176	宵	08	主屋	1	明治	宵田	36
177	宵	08	主屋	2	昭和	宵田	36
178	宵	09	主屋		昭和	宵田	44
179	宵	10	主屋	1	明治	宵田	43
180	宵	10	主屋	2	昭和	宵田	43
181	宵	10	門及び塀		昭和	宵田	43
182	宵	11	主屋		明治	宵田	49
183	宵	12	主屋		明治	宵田	50
184	宵	13	主屋		明治	宵田	59
185	宵	13	土蔵		明治	宵田	59
186	宵	14	門		明治	宵田	66
187	宵	14	鐘楼		明治	宵田	66
188	宵	15	寺社		昭和	宵田	69
189	宵	16	主屋		昭和	宵田	73
190	宵	17	主屋		昭和	宵田	76
191	宵	18	主屋		明治	宵田	78
192	宵	18	離れ		明治	宵田	78
193	宵	18	土蔵		明治	宵田	78
194	宵	18	門		明治	宵田	78
195	宵	20	主屋		大正	宵田	129
196	宵	21	土蔵		明治	宵田	28
197	宵	22	主屋		明治	宵田	8

通し番号	保存計画番号				建築年代	住所		
	番号		種別	枝番				
田結庄								
198	田	01	主屋		大正	田結庄	10	
199	田	01	土蔵	1	明治	田結庄	10	
200	田	01	土蔵	2	明治	田結庄	10	
201	田	02	主屋		明治	田結庄	18	
202	田	03	主屋		明治	田結庄	19	
203	田	04	主屋		明治	田結庄	19	-1
204	田	05	主屋	1	明治	田結庄	21	
205	田	05	主屋	2	昭和	田結庄	15	
206	田	06	主屋		明治	田結庄	27	
207	田	07	主屋		明治	田結庄	30	
208	田	07	土蔵		明治	田結庄	30	
209	田	08	主屋	1	明治	田結庄	32	
210	田	08	主屋	2	昭和	田結庄	33	
211	田	08	主屋	3	大正	田結庄	34	-1
212	田	11	主屋		昭和	田結庄	37	
213	田	12	主屋		明治	田結庄	38	
214	田	13	主屋		昭和	田結庄	39	
215	田	14	主屋		明治	田結庄	43	
216	田	15	主屋		明治	田結庄	47	
217	田	15	土蔵	1	明治	田結庄	44	
218	田	15	土蔵	2	明治	田結庄	44	
219	田	17	主屋		明治	田結庄	46	
220	田	17	土蔵		明治	田結庄	46	
221	田	18	主屋		明治	田結庄	56	
222	田	18	土蔵		明治	田結庄	56	
223	田	19	土蔵		大正	田結庄	60	
224	田	20	主屋		明治	田結庄	61	
225	田	21	主屋		昭和	田結庄	65	
226	田	22	寺社		明治	田結庄	68	
227	田	22	門		明治	田結庄	68	
228	田	22	鐘楼		明治	田結庄	68	
229	田	23	主屋		明治	田結庄	71	
230	田	24	主屋		明治	田結庄	72	
231	田	25	主屋		明治	田結庄	73	
232	田	26	主屋		明治	田結庄	74	
233	田	27	主屋		明治	田結庄	75	
234	田	28	主屋		大正	田結庄	76	
235	田	29	主屋		明治	田結庄	79	-1
236	田	30	主屋		明治	田結庄	82	
237	田	31	主屋		明治	田結庄	83	
238	田	32	主屋		大正	田結庄	84	
239	田	33	主屋		明治	田結庄	85	
240	田	34	主屋		大正	田結庄	89	
241	田	35	主屋	1	明治	田結庄	93	
242	田	35	主屋	2	大正	田結庄	93	
243	田	36	主屋		明治	田結庄	94	
244	田	36	土蔵		明治	田結庄	94	
245	田	37	主屋		大正	田結庄	96	-1
246	田	38	主屋		昭和	田結庄	100	
247	田	39	主屋		明治	田結庄	100	-4
248	田	40	主屋		昭和	田結庄	100	-5
249	田	41	主屋		昭和	田結庄	100	-6
250	田	42	主屋		昭和	田結庄	100	
251	田	43	主屋		昭和	田結庄	100	
252	田	44	主屋		明治	田結庄	102	
253	田	45	主屋		明治	田結庄	103	
254	田	46	主屋		明治	田結庄	112	
255	田	47	主屋	1	江戸	田結庄	117	
256	田	47	主屋	2	明治	田結庄	117	
257	田	47	土蔵	1	明治	田結庄	117	
258	田	47	土蔵	2	明治	田結庄	117	
259	田	48	主屋		明治	田結庄	124	
260	田	49	主屋		昭和	田結庄	4	
261	田	49	土蔵		大正	内町	118	-2
262	田	50	主屋		明治	田結庄	123	
263	田	51	主屋		明治	田結庄	122	
264	田	52	主屋		明治	田結庄	36	

伝統的建造物(工作物)リスト

通し番号	保存計画番号				建築年代	住所	
	番号	種別	枝番				
魚屋							
1	魚	19	石段			魚屋	89
2	魚	21	石段			魚屋	105
3	魚	21	石垣			魚屋	105
内町							
4	内	05	石段			内町	
5	内	05	石垣			内町	39
6	内	05	鳥居			内町	地内
7	内	06	石垣	1		内町	40、41-1、41-2
8	内	06	石垣	2		内町	38
9	内	06	石垣	3		内町	42
10	内	06	石垣	4		内町	44
11	内	06	石垣	5		内町	45 -1
12	内	06	石垣	6		内町	45 -2
13	内	06	石垣	7		内町	28
14	内	06	石垣	8		内町	43、43-1、43-2
15	内	13	石垣			内町	98
16	内	13	塀			内町	98
17	内	14	塀			内町	152
18	内	15	石垣	1		内町	1
19	内	15	石垣	2		内町	1
20	内	15	石垣	3		内町	1
21	内	15	鼓楼			内町	1 -1
宵田							
22	宵	03	塀			宵田	10 1
23	宵	15	門柱石			宵田	69
24	宵	18	塀			宵田	78

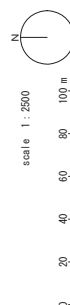
環境物件リスト

通し番号	保存計画番号			建築年代	住所
	番号	種別	枝番		
魚屋					
1	魚	19	樹木		魚屋 89
内町					
2	内	04	庭園		内町 28
3	内	06	城跡		内町 39
4	内	13	庭園		内町 98
5	内	15	樹木		内町 1
6	内	15	築山		内町 1
7	内	15	堀		内町
宵田					
8	宵	15	樹木	1	宵田 71
9	宵	15	樹木	2	宵田 71
田結庄					
10	田	22	樹木	1	田結庄 68
11	田	22	樹木	2	田結庄 68

凡例

大字界

傳統的建造物保存地區





1:1000

魚屋



八木・内町2

伝統的建造物
建築物
工作物
環境物件

大字界
伝統的建造物保存地区

凡例

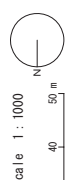




本町・青田

旧建物の保存地区
旧建物の保存地区
旧建物の保存地区

大学
旧建物



scale 1 : 1000

- 圖一堤
- 圖一庭園
- 圖一城跡
- 圖一築山
- 圖一樹木

- 圖一牌坊
- 圖一石段
- 圖一石垣
- 圖一寺社
- 圖一武家屋敷
- 圖一土藏
- 圖一離丸
- 圖一主屋
- 圖一鼓樓
- 圖一門柱石
- 圖一門及石
- 圖一車寄
- 圖一門
- 圖一鐘樓

田結庄

傳統的建築物
傳統的建築物
環境物件

大字界
傳統的建築物

凡例

圖一主屋

圖一鐘樓

圖一離丸

圖一土藏

圖一車寄

圖一門

圖一鼓樓

圖一門柱石

圖一石垣

圖一石段

圖一牌坊

(別表4)

修 理 基 準		
対象保存地区		全地区
建築物	敷 地 割	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。
	位 置	同上
	高 さ	同上
	構 造	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。 旧状を損なわないよう、然るべき構造補強を図る。
	屋 根	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。 既存の部材をできる限り保存活用する。
	軒 ・ 庇	同上
	外 壁	同上
	建 具	同上
	基 礎	同上
	色 彩	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。
	設備機器等	通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした外観上目立たない目隠しを行うものとする。
	屋外広告物	掲出数は必要最小限とし、材質、大きさ・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。
工作物	規 模	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原修理する。
	意 匠	既存の部材をできる限り保存活用する。
環境物件	木 竹 庭 園	伝統的町並みに調和するよう現状維持及び保全、又は復旧とする。

(別表5)

修景基準		
対象保存地区		全地区
基本的考え		出石伝統的建造物群の特性(出石らしさ)を維持したもので、伝統的町並み景観の形成に寄与するものであること。
建築物	敷地割	現状維持を原則とする。
	位置	両隣との位置及び前後の位置は、伝統的建造物の特性を維持したものとし、連続性を保つ。
	構造	原則として、木造在来軸組工法とする。ただし、規模や用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、本伝建地区内に存在する類似する建造物の意匠を踏まえるなど、伝統的町並み景観と調和するものとする。
	階高 数さ	2階建を原則とする。 主たる通り側の1階庇の高さ及び2階屋根の高さは伝統的建造物の特性を維持したものとする。
	屋根	勾配屋根とする。 勾配は、4寸程度とし、周囲の伝統的建造物にあわせる。 原則として切妻様式平入りとする。 屋根材料は、伝統的建造物の特性を維持したものとする。
	軒・庇	主たる通りに面する側の1階と2階の間には庇を設ける。 庇の規模、高さ、設置構造、勾配、意匠、仕上げは、伝統的建造物の特性を維持したものとし、町並みの連続性を保つ。
	外壁	材質、様式、意匠は、伝統的建造物の特性を維持したものとする。
	開口部	建具の位置及び形態は、伝統的建造物の特性を維持したものとする。 建具は木製引き戸とし、1階の腰高窓には伝統的意匠の出格子を設けることができる。 やむを得ず金属製建具とする場合は、伝統的な意匠の格子を設置して外観上金属製建具が容易に確認できないようにする。 復元的修景の場合は、虫籠窓や木製摺り上げ戸も可とする。
	基礎	基礎立ち上がり部分は、見えないようにする。
	色彩	伝統的建造物の特性を維持したものとし、全体として伝統的町並み景観に調和したものとする。
工作物	設備機器等	通りから見えないような配置・形状とする。 やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料、仕上げ、着色をした、外観上目立たなくするための目隠しを行うものとする。
	屋外広告物	掲出数は必要最小限とし、材質、大きさ・位置・色彩等については、周囲の伝統的町並み景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。
工作物	規模	塀、石垣などについて、規模・様式・材料・仕上げ・着色などは、周囲の伝統的建造物の特性に合わせる。
	意匠	

※金属製建具、屋外広告物は、補助金交付の対象経費には含まない。

※この基準によりがたい場合は、豊岡市伝統的建造物群保存審議会の建議を受けて、豊岡市及び豊岡市教育委員会が決定する。

(別表6)

許可基準		
対象保存地区		全地区
基本的考え		出石城下町の伝統的風致を著しく損なわないものとする。
建築物	敷地割	現状維持を原則とする。
	位置	伝統的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。
	高さ	地上2階建以下を原則とし、屋根高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。
	構造	主要構造は、原則として木造とする。ただし、用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的町並みと調和を図る。
	屋根	勾配屋根とし、原則として切妻様式平入りとする。 屋根材料及び勾配等については、歴史的風致を損なわないものとする。
	軒・庇	軒・庇の出幅、高さは周囲の伝統的建築物に合わせ、伝統的町並みとして調和のとれたものとする。
	外壁	自然素材を多く用いた伝統的な様式、意匠とし、歴史的風致を損なわないような位置・形態・仕上げとする。
	建具	歴史的風致を損なわないものとする。
	基礎	歴史的風致を損なわないものとする。
	色彩	全体として歴史的風致を損なわないものとする。
	設備機器等	歴史的風致を損なわないものとする。
	屋外広告物	歴史的風致を損なわないものとする。
工作物	規模 意匠	塀、石垣、屋外広告物その他工作物については、伝統的町並みと調和する規模・材料・仕上げ・着色とし、歴史的風致を損なわないものとする。
車庫・駐車場		駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして外部から見えないようにし、歴史的風致を損なわないものとする。また車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものとする。
土地の形質の変更		変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。空地が生じた場合は、歴史的風致を損なわないよう管理運用を図る。
木竹の伐採・植栽		伐採・植栽後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。
土石類の採取		採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。

※伝統的建造物については、上記にかかわらず、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

※この基準によりがたい場合は、豊岡市伝統的建造物群保存審議会の建議を受けて、豊岡市及び豊岡市教育委員会が決定する。

伝統的建造物群と環境物件の種別物件数

伝統的建造物(建築物)

種 別	件 数
主 屋	171
離 れ	7
土 蔵	43
武 家 屋 敷	1
寺 社	22
鐘 楼	3
門	11
車 寄	1
近 代 洋 風 建 築	3
門 及 び 塀	2
総 計	264

伝統的建造物(工作物)

種 別	件 数
石 垣	14
石 段	3
塀	4
門 柱 石	1
鼓 楼	1
鳥 居	1
総 計	24

環境物件

種 別	件 数
城 跡	1
庭 園	2
堀	1
築 山	1
樹 木	6
総 計	11